

第4回・第5回の日本政府報告に関する質問事項

日本政府回答

第I部

1.(1) 児童の権利に関する包括的な法律を採択する計画があれば、かかる計画に関する情報を提供して下さい。

(答)

1. 児童の権利に関する包括的な法律の採択に関する特段の計画はない。
2. 我が国は、条約の締結にあたっては、国内法制度との整合性を確保することとしている。児童の権利条約は、表現の自由、思想・良心の自由等の自由権的権利から、社会保障、生活水準についての権利等の社会権的権利、児童の健全な成育に資する事項、性的搾取及び虐待からの保護等、極めて広汎な権利、事項を規定しているが、これらの内容は、憲法をはじめとする現行国内法制によって既に保障されている。
3. 2010年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子供・若者育成支援施策を推進することを目的に含んでおり、2016年2月に同法に基づく子供・若者育成支援施策を推進するための「子供・若者育成支援推進大綱」が、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「子ども・若者育成支援推進本部」で新たに決定されている。
4. 同大綱では、「子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。」としているところ。
5. 子供の貧困対策に関しては、2013年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、施策を総合的に推進している。
6. また、政府は、2016年6月に児童福祉法を改正し、全ての児童は、条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化した上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化した。以上のとおり、本条約を国内で実施するために必要な法整備はなされていると考える。

7. 他方、児童の人格の完全かつ調和のとれた発達が確保され、社会の中で個人として生活できるようにするためには、法制面のみならず、実体においても児童の保護及び福祉をより一層充実させていくことが重要であり、日本政府として、引き続きその効果的な実現に向けた施策に取り組み、一層充実させるべく努力していく所存である。

1.(2) 改正児童福祉法(2016年)が児童の権利に及ぼした影響について説明して下さい。

(答)

8. 2016年6月に児童福祉法を改正し、全ての児童は、条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化した上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化した。

9. また、この改正を踏まえ、2018年7月に各都道府県に対し、既存の社会的養護に関する計画を見直し、家庭養育優先などに関する計画を、2019年度末までに新たに策定するよう、依頼した。

1.(3) 締約国が子供・若者育成支援推進大綱(2016年)からどのような教訓を得て、かつその成果に基づいてどのような措置の実施を計画しているのかについても情報を提供して下さい。

(答)

10. 子供・若者育成支援推進大綱は決定から概ね5年を目途に見直すこととされており、今後、有識者会議を開催し、同会議において子供・若者育成支援施策の実施状況について点検・評価を行ったうえで、見直しに向けた議論を行う予定である。

2. 人権保護法案の状況と、本条約の実施を監視し、かつ児童の権利侵害に関する苦情を受理できる国内人権委員会の設置に関する最新情報を提供して下さい。

(答)

11. 政府は、2012年11月、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案を第181回国会に提出したが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、検討しているところである。

3.(1) 女子／レスビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダー／インターセックスである児童，非婚の親の児童，民族的マイノリティに属する児童，日本人以外の出自を有する児童に対する差別及びヘイトスピーチを解消するために取られた，的を絞った措置に関する情報を提供して下さい。

(答)

12. 法務省では，女子／レスビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダー／インターセックスである児童，民族的マイノリティに属する児童，日本人以外の出自を有する児童に対する差別を含む子どもの人権侵害の解消に向け，「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項として定め，性的少数者に関する人権啓発リーフレットを子ども向けに作成し，配布するなどの各種啓発活動を行っている。

13. また，子どもからの人権相談については，全国の法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を開設し，人権擁護委員や法務局職員が相談に応じているほか，外国語による人権相談として「外国語人権相談ダイヤル」を開設し，6言語（英語，中国語，韓国語，フィリピン語，ポルトガル語，ベトナム語）に対応している。そのほか，全国の小・中学生に「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し，子どもからの手紙による相談にも積極的に対応している。2017年度に受領した SOS ミニレターは12,975通，ミニレターを端緒とする相談は16,005件であった。

14. これらの人権相談を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には，人権侵犯事件として調査し，事案に応じた適切な措置を講じている。

3.(2) 包括的な差別禁止法を採択する計画があれば、かかる計画に関する情報も提供して下さい。

(答)

15. 包括的な差別禁止法の採択に関する特段の計画は策定していない。

16. 我が国では、憲法第14条第1項が法の下での平等を規定している。これを踏まえ、我が国は、教育、医療、交通、雇用等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止を規定している。法の下での平等及び各種規定については、児童にも等しく適用される。

17. 例えば、教育については、憲法第26条において、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する旨規定されており、同条の規定を受けた教育基本法第4条において、すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない旨規定されている。

18. 医療については、医師法、歯科医師法、薬剤師法等により、正当な事由がなければ、診療や調剤等の求めを拒んではならない旨規定されている。

19. 交通については、航空法、鉄道事業法等において、不当な差別的な扱いについて、禁止し又は是正できる旨規定している。

20. 雇用については、労働基準法第3条において、使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない旨規定されている。

21. また、現行法上、あらゆる理由による差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。

22. 更に、例えば、あらゆる理由による差別思想の流布や表現について、それが特定の個人や団体の名誉を公然と害し、又は信用を害するときは、刑法の名誉毀損罪等により処罰可能である(なお、名誉毀損罪については、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合において、真実の証明があったとき等には処罰されない。)

23. 法務省は、あらゆる理由による差別を受けた方々からの相談に応じている。また、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をすることができる第三者に対して行う「要請」等の措置がある。

24. 以上のとおり、差別的取扱いは現行法規及び法制度並びにその運用により、すでに禁止されており、包括的な差別禁止法を採択する必要はないと考えている。

4.(1) あらゆる場面での体罰(いかに軽度であっても)を法律によって明示的に禁止し、実際になくすために取られた措置に関する情報を提供して下さい。

(答)

25. 家庭内の体罰について、児童虐待防止法第3条では、何人も児童に対し虐待をしてはならないと定められており、虐待といえる家庭内の体罰は明確に禁止されている。

26. また、2016年の児童福祉法等の一部改正により、同法第14条において、親権者は児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨明記された。

27. 学校における体罰については、学校教育法第11条において厳に禁止されており、全国47都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議で、その趣旨を周知している。

(参考)2017年度は2回開催し、延べ227人参加。

28. 学校において生徒を指導するに当たっては、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要であることを通知などで示している。なお、体罰を行った教員は、その態様等に応じ、懲戒処分等の対象となる。

29. 更に、国レベルの研修を一元的、総合的に実施する独立行政法人教職員支援機構において、教員等を対象とした研修を実施しており、この中で児童・生徒に対する体罰の禁止に関する内容が扱われている。

(参考)2017年度は2回開催し、延べ256人参加。

30. 虐待を受けた児童などが入所する施設内において、体罰は、被措置児童等虐待として、児童福祉法第33条の11において禁止されており、同法第33条の12等において、

- ① 被措置児童等虐待の都道府県等への通告や届出
- ② 通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止等
- ③ 届出、通告があった場合の調査等の都道府県が講じるべき措置等を規定している。

31. さらに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成して、被措置児童等虐待防止等のための対応を行っている。

32. 少年院では、人権尊重の観点から、在院者の身体に対する有形力の行使としての体罰は厳に禁止されており(少年院法第1条、第15条等)、

在院者に対する懲戒として体罰を加えることも許容されていない(同第114条及び第115条)。

33. 在院中に少年院の職員から身体に対する違法な有形力の行使を受けたとする者は、法務大臣に対し、救済を求める申出をすることができ(同第120条及び第121条第1項)、法務大臣は、その違法な行為があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとされている(同第126条第2項)。

34. 少年鑑別所及び刑事施設についても、体罰の禁止及び不服申立てについて少年院と同旨の法律の規定が置かれており、これらの施設に収容されている者に対する体罰はあらゆる場面で許容されていない(少年鑑別所について、少年鑑別所法第1条、第13条、第20条、第109条、第110条、第115条及び第116条等の規定。刑事施設について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第1条、第151条、第152条及び第163条から第165条までの規定等。)

35. その他、第4回・第5回政府報告パラ75参照。

4.(2) 暴力及び児童虐待(特に性的虐待)の防止、並びに被害者となった児童に提供される支援やリハビリサービスの種類に関する情報についても提供して下さい。

(答)

36. 性犯罪・性暴力の被害直後から、医療面、心理面などの支援を可能な限り1か所で提供する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、2020年までに各都道府県に最低1か所設置するとの目標を前倒しして達成し、2018年10月、全都道府県において設置された。

37. 児童虐待は、主に家庭内で発生し、潜在化しやすい事案であることから、警察では、児童の安全確保を最優先とした対応を行っており、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認するように努めているほか、必要な捜査を積極的に行い、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出及び保護することができるようにしている。

38. また、児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となることから、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体保護のための措置を積極的に講じている。

39. 市町村，児童相談所の職員体制及び専門性の強化，適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などにより児童虐待防止対策を推進している。また，虐待を受けた児童については，家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組，里親養育支援体制の整備，児童養護施設等の小規模・地域分散化，職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進している。

40. 特に性的虐待は，子どもの人格に与える影響が特に大きく，専門的かつ個別的なケアが必要であることから，児童相談所において性的虐待等の相談・調査・指導を行っている。

41. 児童相談所における性的虐待等の相談・調査・指導を踏まえて，

(1)在宅で支援する場合には，児童相談所が医療機関など関係機関と連携をとりながらの心のケア，

(2)児童福祉施設への入所措置が必要な場合には，児童心理治療施設及び児童養護施設等に配置されている心理療法担当職員を中心に，安全・安心感の得られる生活環境に配慮した，専門的なケア

を行っているところである。

42. 被害者となった児童に刑事手続等において提供される支援等については，第4・5回政府報告パラ196～198，201のとおり。

43. 上記に加えて，被害状況に関する事情聴取が繰り返されることに伴う児童の負担軽減及び供述の信用性の担保に配慮する必要があることから，検察，警察，児童相談所等の連携強化を図り，情報共有を促進するとともに，各担当者が事前に協議して質問事項等を確認した上で，その代表者が聴取を行い，他の担当者はモニタールームで聴取の状況を視聴し，必要に応じて代表者にアドバイスするなどしている。モニタールームに，臨床心理士や精神科医が待機し，児童の様子を見ながら，聴取の継続が可能かどうかを判断する場合もある。

44. また，公判において，児童を診察した医師の証人尋問を行い，児童の精神状態等に照らして法廷で証言することが不可能である旨証言させることにより，児童を公判出廷させることなく，その供述調書を証拠として採用した例がある。

5.(1) 児童が家庭から分離される, 又は家族により遺棄される事態を防止し, 児童の脱施設化を加速し, 里親または養親による代替的養護を促進するために取られた具体的措置に関する情報を委員会に提供して下さい。

(答)

45. 我が国においては, 民法第818条第1項により「成年に達しない子は, 父母の親権に服する」とともに, 同法第821条により「子は, 親権を行う者が指定した場所に, その居所を定めなければならない」と規定されていることにより, 児童には, その父母の意思に従ってその指定した場所に居住する義務が課され, 更に法律上根拠がない限り第三者が児童と父母とを分離することはできないこととなっており, 児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことが確保されている。

46. この条約第9条1にいう「権限のある当局が・・・分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合」に関し, 我が国においては, 保護者の児童虐待等の場合の措置(児童福祉法第28条)として, 都道府県により, 児童の里親, 若しくは保護受託者への委託又は児童福祉施設への入所を行う場合(児童福祉法第27条第1項第3号)等があるほか, 父母の協議上の離婚及び裁判上の離婚における家庭裁判所による子の親権者又は子の監護をすべき者の指定(民法第819条第1項, 第2項, 第766条第1項, 第2項), 親権者の変更(民法第819条第6項), 子の監護をすべき者の変更(民法第766条第3項), 父母の親権喪失(民法第834条), 父母の親権停止(民法第834条の2第1項)がある。

47. 父母の意思に反して児童を里親若しくは保護受託者へ委託し, 又は児童福祉施設に入所させることについては, 児童福祉法に基づき, 都道府県が家庭裁判所の承認を得ることが必要であり, その際の手続は, 家事事件手続法に従って, 家庭裁判所によって行われる。その際, 児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者, 児童の未成年後見人及び満15歳以上の児童の陳述を, それぞれ聴かなければならないとされている(家事事件手続法第236条第1項)。

48. また, 子の親権者又は子の監護をすべき者の指定・変更並びに親権喪失及び親権停止についても, 民法, 家事事件手続法に従って, 家庭裁判所で行われる。その際, 家事事件手続法では, 審判又は調停を受ける者となるべき者以外の者であっても, 審判の結果若しくは調停の合意の内容により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは, 家庭裁判所の許可を得て, 各手続に参加することができることとされている(家事事件手続法第42条第2項, 第258条第1項)。更に, 家庭裁判所が子の親権者又は子の監護をすべき者の指定・変更並びに親権喪失及び親権停止の審判を行う場合に, 子が満15歳以上であるときは, 家事事件手続法により, その子の陳述を聴かなければならないとされている(家事事件手続法第152条第2項, 第169条第1項第1号, 第2項)。

49. なお, 家庭裁判所は, 上記各審判の手続においては, 子の陳述の聴取, 家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により, 子の意

思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないとされているため(家事事件手続法第65条。なお、同条の規定は、同法第258条第1項により、家事調停に準用されている。)、15歳未満の子であっても、家庭裁判所は、子の年齢及び発達の程度を考慮した上で、その子から陳述を聴取するなどしてその意思の把握に努めており、児童が任意に意見表明する場合はこれを妨げることはない。

50. 児童相談所における一時保護については、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握した上で保護の必要性を判断しており、一時保護ガイドラインにおいて保護者の同意を得るために努力するよう周知している。直近では、2016年度中に一時保護(委託一時保護を含む)又は一時保護を解除した40,387件のうち、保護者の同意を得ないで一時保護を実施した件数は9,686件(約24%)と、7割以上について親の同意を得て実施している。

51. 虐待を受けたなどの事情により、親元で暮らせない子どもたちも、できる限り家庭的な環境で育つことができるようにしていくことは重要であり、2016年の児童福祉法改正において、こうした理念を法律上規定した。

52. また、2017年8月には、有識者会議から、改正児童福祉法の理念を具体化するための工程等についての提言があった。この中では、乳幼児の里親等委託率を「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に75%以上」等の目標値が示された。

53. これらを踏まえて、計画的に里親等委託を推進するため、2018年7月に各都道府県に対して、2019年度末までに里親等委託率の数値目標を含む計画(問1.(2)の回答に係る計画に同じ。)を策定するよう依頼をした。

54. 国としては、都道府県がその計画を着実に実行できるよう必要な支援策を講じるとともに、里親委託率の引上げの進捗と里親に委託する子どもの状況について丁寧にフォロー・評価し、支援の在り方や進め方について検証していくことにしている。

5.(2) 児童相談所が運営する一時的な児童保護施設の評価システムに関する最新情報を提供して下さい。

(答)

55. 一時保護所は、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行う必要があることから、その運営等に対して自己評価及び外部評価を行うことが重要であると考えている。

56. このため、厚生労働省においては、児童相談所の一時保護に対する第三者評価の取組として、

- ・ 2017年度予算において、都道府県等が、子どもの虐待や権利擁護に知見を有する者を評価委員として選任し、一時保護所の運営につき、評価委員から評価を受けた場合の費用を補助する仕組みを創設した。
- ・ また、子ども・子育て支援推進調査研究事業を活用し、第三者評価の評価基準を作成し、2018年度に当該評価基準を基に第三者評価の仕組みをモデル実施することとしている。

5.(3) 離婚後に双方の親との関係を維持する児童の権利がどのように確保されているかについて説明して下さい。

(答)

57. 父母が離婚する場合には、父母は、その協議によって、子と、その子を監護しない者との間の面会その他の交流について必要な事項を定めるとされており、父母の間でこれらの協議が調わないとき及び協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるとされている(民法第766条第1項第1文、第2項、第771条)。この定めをするに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされている(民法第766条第1項第2文、第771条)。

58. 家事調停や家事審判等で面会交流の取り決めがされている場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用することができる(家事事件手続法第289条第1項、第7項)。

59. 家事調停や家事審判等で面会交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合には、強制執行として、間接強制(一定の期間内に履行しない場合に間接強制金を課すことで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会交流の実施を促す手続)を利用することができる。

60. 国の委託事業である「養育費相談支援センター」において、離婚後の親子の面会交流の取決め等に関する相談支援を実施するとともに、地方自治体において、面会交流の実施に向けた連絡調整や面会交流を行う際の付き添い等の支援を実施している。

61. また、子が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実施法)に基づく面会交流援助の対象である

場合には、裁判外紛争解決手続(ADR)を通じた話合いの促進や面会交流支援機関を通じた面会交流の側面支援など、政府として様々な形で当事者を支援している。

6.(1) 改正学校教育法に従った、障害のある児童のためのインクルーシブ教育の発展の進展に関する情報を提供し、「特別支援教育」が何を意味するか説明して下さい。

62. 2007年の学校教育法改正によって位置付けられた「特別支援教育」は、従来の「特殊教育」の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

63. 2013年には学校教育法施行令を改正し、障害のある子供の就学先決定について、一定程度の障害のある子供は原則特別支援学校に就学するという制度を見直し、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する制度とした。

64. このような取組などを通じて、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、我が国では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。

6.(2) 学童保育サービスの民営化と規制緩和を踏まえ、障がいのある児童のための学童保育の最低基準を改定するために取られた措置について説明して下さい。

(答)

65. 学童保育サービスの民営化と規制緩和の趣旨が不明であるが、民間企業が参入できる療育サービスとして、児童福祉法に基づき、就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に必要な支援を行う放課後等デイサービスを行っている。放課後等デイサービスについては、基準省令により設備や人員に関する基準を定めており、2017年には、専門職の配置基準を強化し、障害児支援の経験者の配置に係る基準を見直した。

7.(1) 低出生体重児の高い比率を低下させるために取られた措置について委員会に情報を提供して下さい。

(答)

66. 我が国における低出生体重児の割合は、約9%を超えており、先進諸外国と比べても高い値となっている。

67. 低出生体重児増加の要因としては、医学の進歩(早期産児の割合の増加)、多胎児妊娠、妊娠前の母親のやせ、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されている。

68. 厚生労働省では、関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21(第2次)」において、「全出生数中の低出生体重児の割合」や「妊娠中の妊婦の喫煙率の減少」など、関連指標を設定し、目標達成に向けた取組を進めている。

69. 例えば、妊娠中の望ましい体重増加量について周知するための「妊産婦のための食生活指針」や、妊娠中の喫煙を減らすための喫煙の影響に関する啓発資料を作成し、周知活動を行っている。

70. なお、妊娠中の喫煙がもたらす悪影響や妊娠中の望ましい体重増加量については、母子健康手帳を活用した啓発も行っている。

7.(2) また、2011年の福島原発事故以降、被爆した児童に提供されている医療支援についても委員会に情報を提供して下さい。

(答)

71. 子ども被災者支援法に基づき、医療など各分野の関連施策を取りまとめ、それらの施策を関係省庁において実施している。

72. 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は2011年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用して県民健康調査を実施しており、具体的には、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時におおむね18歳以下であった全県民(本格検査から2012年4月1日までに生まれた子どもを含む。約38万人)を対象とした「甲状腺検査」、事故時に避難地域に住んでいた方等を対象とした「健康診査」や「こころの健康度・生活習慣に関する調査」等を実施している。

73. 「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」において、被災した子どもへの支援として仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う「子ども健やか訪問事業」等を行っている。

8. 日本の現在の気候変動緩和政策が、国内外の児童の権利(特に健康, 食料, 適切な生活水準に関する権利)を守る義務にどのように適合しているか説明して下さい。

(答)

74. 気候変動は、健康・食料を含めた様々な分野に影響を及ぼす、国際社会全体で取り組むべき喫緊の課題。美しい地球を次の世代に引き渡していくのは、今を生きる私たちの責任であり、そのための気候変動対策を着実に行う必要がある。我が国は、パリ協定の締約国として、同協定の着実な実施を重視し、2℃目標などの達成に向け、温室効果ガスの国内大幅削減に取り組む必要があり、2030年度に26%削減の中期目標達成に向けて、地球温暖化対策計画に基づき、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入などに取り組むとともに、2050年を見据えた長期戦略の策定の検討を進めているところである。

75. 日本は、これまで気候変動分野において、我が国の技術や経験に基づき、二国間クレジット制度(JCM)等を通じて途上国への低炭素技術の普及推進などに積極的に取り組んでおり、昨年気候変動枠組条約締約国会議(COP)23においては、こうした方策が盛り込まれた「気候変動対策支援イニシアティブ2017」を発表している。このような気候変動対策への支援を通じて、特に健康、食料、適切な生活水準に関する国内外の児童の権利の保護・促進に貢献していく考えである。

9. 児童の貧困の拡大と、児童関連の社会的保護に対するその悪影響に対応するために取られている措置に関する情報を提供して下さい。また、社会的移転が児童の貧困率改善に及ぼす効果が低いことの原因と、社会的移転を効率化するために締約国が取ることを計画している実務的措置についても説明して下さい。

(答)

76. 子供の貧困対策の推進に当たっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2013年6月成立)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(2014年8月閣議決定)に基づき、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等、総合的に施策を推進している。

77. 政府としては、雇用システムの変化を踏まえつつ、最低賃金の引上げや非正規雇用労働者の待遇改善、特に厳しい経済状況にあるひとり親家庭の就業支援などに取り組んでおり、子どもの貧困率のほか、様々な指標を注視しながら、必要な施策に取り組むこととしている。

78. 社会的移転についても、ひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、2016年から多子加算を増額したほか、2018年からは所得制限限度額を引き上げるなど、支援の充実を図っている。

79. なお、子どもの貧困率は、2012年までは長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇してきたが、その後、雇用が大きく増加するなど経済状況が好転する中で、2015年は13.9%となり、2012年の16.3%と比べ、2.4ポイント低下している。

80. また、児童の養育に伴う家計の負担を軽減し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に対して児童手当を支給している。

81. 教育の支援としては、日本国憲法の規定に基づき、国公立の小学校及び中学校の義務教育段階については、授業料が無償となっている。また、幼児教育段階については、2019年10月より3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼児教育の無償化をすることとしている。これに加えて、高校の授業料について、高所得世帯を除き公立高校の授業料相当額を支給する制度を実施している。その他の教育費負担についても、義務教育段階では、経済的理由により就学困難な児童生徒の学用品や学校給食などの費用を支援する制度(就学援助)を設け、高校段階では、低所得世帯を対象に、教科書費、教材費などを支援する制度(高校生等奨学給付金)を設けている。高等教育段階では、低所得世帯を対象に、政府の給付型奨学金を創設(2017年4月)したほか、無利子奨学金の貸与対象を拡大している。これらにより、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での支援の充実に努めている。

82. さらに、学校をプラットフォームとして総合的な子供の貧困対策を進めるため、2019年度までに福祉の専門家である「スクールソーシャルワーカー」を全ての中学校区(約1万人)に配置することを目標とし、配置を拡充している。また、地域の教育資源の活用を促すため、地域住民の協力による学習支援等への支援を強化している。

10.(1) 乳幼児期ケア施設の提供及び乳幼児期教育の質の確保のために取られている具体的措置(利用可能なリソースを含む)についての情報を委員会に提供して下さい。

(答)

83. 厚生労働省としては、退院直後の母子に対して助産師等の専門職が心身のケア等を行う「産後ケア事業」を予算事業として実施している。具体的には、病院、助産所等の空きベッドの活用等により実施する宿泊型や、日中、来所した利用者に対し、個別・集団で支援を実施するデイサービス型、利用者の自宅に赴き支援を実施するアウトリーチ型があり、地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ実施している。

84. また、2012年に制定した新法である子ども・子育て支援法に基づき、消費税の増税による0.7兆円の財源を活用しつつ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しており、これにより保育の質・量の拡充を進めている。

85. 保育の受け皿の整備については、2013年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、5年間で53.5万人の保育の受け皿整備を行っている(利用定員:約240.9万人(2013年)→約294.4万人(2018年))。更に、2017年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、女性の就業率が8割まで上昇すること等を想定し、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

86. 保育の質の向上については、児童福祉法に基づき、児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための最低基準として保育所の設備や運営に関する基準を定めている。また、保育人材の専門性の向上を図るため、2017年度に乳児保育、障害児保育、保護者支援・子育て支援といった職務分野に対応した研修の体系化を行い、「保育士等キャリアアップ研修」を創設した。更に2018年5月より「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を設置し、保育の質の確保・向上に向けた具体的方策を議論している。あわせて保育士の処遇改善を行っており、2013年時点で約310万円であった保育士の給与は、2017年時点で約342万円の水準となり、約11%の処遇改善となっている。

87. 障害児に対しては、児童福祉法に基づき、以下のような障害児通所支援及び障害児入所支援を行っている。

(1) 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

(4) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(5) 福祉型障害児入所施設

障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

(6) 医療型障害児入所施設

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

88. 国は、全国の幼稚園の基準となる幼稚園設置基準、幼稚園教育要領を法令により定めている。幼稚園は、幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項を定めた幼稚園設置基準や幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準を定めた幼稚園教育要領により、その教育・保育環境の整備や教育内容面の質の確保がなされている。

89. さらに質の向上を図るため、2017年3月、幼稚園教育要領を改訂し、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や幼小接続の推進に関する内容の充実を図ったところ。

90. この他、教職員等の人材確保の支援や施設整備等に対する補助、地方公共団体における幼児教育推進体制の構築の支援などに取り組んでいる。

10.(2) 児童をいじめから保護するための措置に関する情報を提供して下さい。過度に競争的な学校環境の悪影響を緩和するために取られている措置に関する情報を委員会に提供して下さい。

(答)

91. 2013年9月には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、文部科学省では学校・教育委員会におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組について基本的な方針を示し、自治体に対して基本方針を定めることなどを求めている。

92. いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も加害者にも被害者にもなりうるという認識の下、いじめを未然に防止するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実などを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成している。

93. また、いじめの早期発見ができるよう、学校における定期的なアンケート調査や、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備するほか、学校においていじめ等の様々な問題を抱える児童生徒が相談しやすい環境を作るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充も進めている。

(参考)2017年:スクールカウンセラーをほぼ全ての公立小中学校26,000校に、スクールソーシャルワーカー5,000人を配置するための予算を措置。

94. さらに、近年、若者の多くが SNS をコミュニケーション手段として用いていることから、2018年より、自治体において児童生徒を対象にいじめ等の様々な悩みを受ける SNS 等を活用した相談事業を実施することを支援している。

95. 高等学校における入学者選抜は、生徒の個性に応じた学校が選べるよう、選抜方法が多様化されている。例えば、中学校のときに不登校を経験するなど、能力を十分に発揮できなかった生徒を受け入れる高等学校等も設置されてきているところである。

(参考)高等学校入学者選抜の改善については 1997 年に文部科学省から各自治体に通知し、毎年全国の入学者選抜担当を集めた改善協議会を実施している。

96. 2017 年現在、全ての自治体において全部又は一部の受験者に面接を行っているほか、小論文・作文を取り入れている学校がある自治体が約 50%、学力検査や調査書を用いない選抜を実施している公立高校が約 13%など、各自治体において多様な選抜方法が実施されている。

97. 大学入学者選抜は、生徒の多様な学習を多面的・総合的に評価する入試への転換を更に進めるため、30年ぶりに2021年から新しい入試制度を実施することとしている。

(参考)「2021年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」

11. 庇護を求める児童の身柄拘束及び両親からの分離を防止する法的枠組みを整備するために取られた措置があれば、かかる措置に関する情報を委員会に提供して下さい。また、庇護を求める児童が社会的サービスにアクセスできる場合、当該アクセスに関する情報も委員会に提供して下さい。

(答)

(収容について)

98. 児童に限らず、難民認定申請時に正規在留中の者は、収容されることはない(2018年上半期になされた難民認定申請のうち、約96%は正規在留者からの申請である。)

99. 児童に限らず、在留資格を持たない者が難民認定申請をした場合、逃亡のおそれがあるなど一定の除外事由に該当する場合を除き、仮滞在許可がなされ、収容されることはない。

100. 難民認定申請中の児童に限らず、児童の退去強制手続については原則、監護する親とともに在宅で調査を進め、収容を行わずに対応している。

101. やむを得ず収容する場合であっても、人道的配慮の観点から、収容した当日中に仮放免するなど最短の収容となるようにしている。

102. このような措置を執ることができない場合であっても、退去強制手続や難民認定手続を他の者より優先して処理するなどして、必要最小限の収容にとどめるようにしている。

(親からの隔離について)

103. パラ97～99に記載されているような措置が執れない特殊な事情があり、児童を親とともに収容することとなった場合には、収容施設の運営上可能な範囲で、親と同室に収容するなど配慮している。

104. 施設の事情等から児童を親と同室にできないような場合には、他の成人被収容者から受ける影響が最小限となるよう居室の割り振りに配慮しているほか、児童と親が面会する機会を確保するなど配慮している。

(児童相談所や児童家庭支援センター)

105. 市区町村において、子どもから直接相談を受け付けるなど身近な場所における子どもの福祉に関する継続的な支援を行っている。また、都道府県等の児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援を行っている。

106. このほか都道府県等の児童家庭支援センターにおいても、子どもの福祉に関する相談や必要な支援を行うほか、児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行っている。

107. 児童相談所において、子どもから直接相談を受け付けているとともに、必要に応じて一時保護や施設への入所等の措置を行っている。

(条約難民認定申請者の保護費)

108. 条約難民認定申請者(含む、児童)のうち、生活困難な状況にある者については、政府から委託を受けた財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部によって、保護費が支給されている。また、2002年8月の内閣官房難民対策連絡調整会議の決定により「条約難民に対する定住支援等」の新たな対処方針を定めて、条約難民に対しても日本語教育、職業訓練、生活援助資金、定住手当の支給、教育訓練援助金等の条約難民(含む、児童)に対する定住支援施策の枠組みを新たに構築した。

12. 少年司法制度における本条約の全面的実施を保証するためにどのような具体的措置が取られているか明記するとともに、法律に抵触した児童、被害を受けた児童及び児童の証人に対して、再統合及び心理社会的な支援及びサービスとしてどのようなものが利用可能とされているか、詳細に説明して下さい。児童の予防拘禁を完全に無くすために取られた措置に関する情報を提供して下さい。少年非行の根本原因に関する研究が実施されており、かつ何らかの防止措置が取られているのであれば、それらに関する情報も委員会に提供して下さい。

(答)

(少年司法制度における本条約の全面的実施を保証するための具体的措置)

109. 別添 I のとおり。

(法律に抵触した児童、被害を受けた児童及び児童の証人に対して、再統合及び心理社会的な支援及びサービス)

110. 法律に抵触した児童に対する支援等については、第4・5回政府報告パラ43及び同報告別添2のパラ71, 72のとおり。なお、同72について、少年院における職業指導については、2017年中の少年院出院者2475人のうち、1158人が各種の職業指導の種目に関する資格、免許を取得している。教科指導については、2017年中、在院中に中学の卒業証書又は修了証明書を授与された者は134である。

111. また、少年院では生活スキルを向上させるための各種の生活指導を行っているほか、個別の相談・助言、支援等を行っている。加えて、学校、病院、民間の篤志家等の協力を得て在院者の改善更生を図っており、民間の篤志家として、篤志面接委員、教諭師、更生保護女性会員、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会員等が支援活動を行っている。篤志面接委員は、在院者に対し、精神的悩みについての相談・助言、教養指導等を行っている。

112. 出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、少年院と保護観察所が連携し、適切な帰宅先の確保、医療・療養を受けることの支援、出院後の進学や復学に向けた支援や就労先の確保に向けた支援などの社会復帰支援を行っている。

113. 被害を受けた児童及び児童の証人に対する支援等については、第4・5回政府報告パラ196～198のとおり。上記に加えて、問4(2)の回答のとおり、児童が繰り返し被害状況を聴取されることを避ける措置等を行っている。

(児童の予防拘禁を完全に無くすために取られた措置に関する情報)

114. 予防拘禁とは、危険性から社会を防衛することを直接の目的とするものであるとの理解を前提にすると、我が国にはこれに関する制度はない。

(少年非行の根本原因に関する研究・何らかの防止措置)

115. 法務省では、少年院出院者の犯罪の実態、その要因と特徴等を分析し、さらに、非行少年、若年犯罪者に対する意識調査を行って内的意識の特徴を分析し、その結果を2011年版犯罪白書において公表している。また、「非行少年と保護者に関する研究」や「青少年の立ち直り(デシタンス)に関する研究」を実施し、少年の社会復帰支援に資する研究も行っている。

116. 2016年12月に公布・施行された「再犯防止推進法」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2017年12月、「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の具体的施策を盛り込んでいる。

117. 同計画では、少年非行の根本原因に関する研究に関連し、再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとしているほか、少年非行の防止措置に関連し、児童生徒の非行の未然防止、非行等による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援、少年・若年者に対する可塑性に着目した指導の充実等といった施策を実施することとしている。

(被害児童への支援)

118. 警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(非行の防止措置)

119. 警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

【主な取組】

(1) 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

(2) 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・助言を行う街頭補導活動を実施している。

(3) 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

(4) 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

120. 児童相談所において、問題行動のある子どもや触法行為があった子ども等に関する相談を行うとともに、必要に応じて、心理診断やカウンセリングなどの助言指導、一時保護や施設への入所措置などを行っている。

121. また、児童自立支援施設において、不良行為をなすおそれのある児童を入所あるいは通所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援している。

13. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に基づいて委員会が前回行った勧告(CRC/C/OPSC/JPN/CO/1)を実施するために取られた措置に関する情報を提供して下さい。

(答)

122. 問4(2)の回答のとおり、児童が繰り返し被害状況を聴取されることを避ける措置等をとっている。

123. 法務省入国管理局では、人身取引被害者の立場を十分考慮しながら、被害者の希望を踏まえ、被害者が正規在留者である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合には、在留特別許可を行って、被害者の法的地位の安定を図っている。

124. なお、法務省入国管理局においては、人身取引被害者に係る統計を開始した2005年以降、不法残留等の入管法違反状態にあった人身取引被害者全員(児童を含む)に対し、在留特別許可を付与している。

125. また、2017年7月11日に人身取引議定書を締結したほか、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、日本の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成・公表している。

14. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書に基づいて委員会が前回行った勧告(CRC/C/OPAC/JPN/CO/1)を実施するために取られた措置に関する情報を提供して下さい。特に、自衛隊員に対して、とりわけ自衛隊員が国連平和維持活動に参加する際に選択議定書の規定に関する研修を実施する計画があれば、当該計画に関する情報を提供して下さい。

(答)

126. 児童の権利委員会が行った勧告(CRC/C/OPAC/JPN/CO/1)に関し、防衛省では、防衛大学校、自衛隊の各学校等において「児童の権利に関する条約」等について、各学校等のカリキュラムのなかで教育を実施するなどの措置をとっている。また、国際平和協力活動等の職務に従事する隊員に対する教育を行う統合幕僚学校国際平和協力センターにおいて実施されている「国際平和協力上級、中級課程及び国際平和基礎講習」のカリキュラムにおいても、「児童の権利に関する条約」等について教育を行っている。今後ともこれら教育を充実させ、一層の普及に努めていく。

第Ⅱ部

15. 以下の点に関して報告書(CRC/C/JPN/4-5)で提供した情報のうち、締約国に簡潔な最新情報(3ページ以内)を提供するよう要請する。

(a) 新たな法案または法律, 及びそれぞれの規則。

(答)

○再犯防止推進法

127. 2016年12月, 国民の理解と協力を得つつ, 犯罪をした者等(非行少年若しくは非行少年であった者を含む。)の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)が犯罪対策において重要であることに鑑み, 再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより, 再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し, もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し, 安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が公布・施行された。

○少年院法, 少年鑑別所法

128. 第4・5回政府報告 I 「少年院法, 少年鑑別所法」のとおり。

○強制性交等罪

129. 2017年6月, 性犯罪の実態に即した対処を可能にするための刑法の一部を改正する法律が成立し, 同年7月に施行された。この改正では, 女性を被害者とする性交のみを対象としていた強姦罪の構成要件が見直され, 行為者及び被害者の性別を問わないこととした上, 処罰の対象となる行為に, 性交のほか, 肛門性交や口腔性交も含むものとし, 法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ, 罪名が強制性交等罪に改められた(改正後の刑法第177条)。また, 18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等を処罰する監護者わいせつ罪・監護者性交等罪が新設された(同法第179条第1項, 第2項)。さらに, 性犯罪について, 被害者の告訴がなくても起訴し得ることとして, 被害者の負担を軽減し, より効果的に性犯罪に対処することができるようにした。

○成人年齢・婚姻可能年齢

130. 政府は, 2018年3月, 民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに, 婚姻開始年齢を男女とも18歳とすること等を内容とする法律案を国会に提出し, 同法案は, 同年6月に成立した。(2022年4月施行予定)

(b) 新たな制度(及びその任務)または制度改革。

(答)

(c) 最近導入された政策, プログラム及び行動計画, 並びにその範囲と資金調達。

(答)

○再犯防止推進計画

131. 2017年12月, 再犯防止推進法の施行を受け, 国民が犯罪による被害を受けることを防止し, 安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため, 今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画となる「再犯防止推進計画」を定めた。本計画は, 犯罪をした者等に対し息の長い支援を行うため, 5つの基本方針の下, 修学支援を始めとする7つの重点課題について, 児童生徒の非行の未然防止等を含む115の施策を盛り込み, 再犯防止施策を総合的に推進するものである。

(d) 最近実施した人権文書の批准。

(答)

132. 2017年7月, 日本は, 国際組織犯罪防止条約及び同条約を補足する「人(特に女性及び児童)の取引を防止し, 抑止し及び処罰するための議定書」を締結した。

第Ⅲ部

133. 第Ⅲ部については, 別添Ⅱのとおり回答する。

(了)